

危険物の貯蔵等に係る用途規制の合理化の方針

- 建築基準法では、危険物を貯蔵・処理する建築物に対し、用途地域ごとに危険物の貯蔵・処理量に応じて立地を規制しているところ、近年市街地での立地ニーズが高まっている施設については、規制の合理化等により立地の円滑化を図る必要がある。
- 規制の合理化等にあたっては、危険物の貯蔵・処理施設の建築実績の状況に応じ、短期～長期の段階に基づき検討を行うこととする。

短期

○ 実績のある危険物について個別にリスク把握（LNG、LPG、CNG等）

- ・既存の技術的基準検討内容や事故事例等を踏まえた（相対的な）安全性の検証

許可準則の策定

（特定行政庁による許可手続の円滑化）

○ 実績の少ない危険物も含め定量的な「リスク評価の方針」整理

※リスクベースの評価のための科学的な根拠に基づく数値を用意することにはハードルがあることに留意。

中期

○「リスク評価の方針」に基づき個別にリスク把握

- ① 業界団体等でリスク評価
- ② 有識者検討会で審査

許可準則の策定

（特定行政庁による許可手続の円滑化）

長期

○用途地域に応じた数量規制のあり方について検討（施行令等改正）

- ・立地の蓄積や建築基準法上規制している危険物の網羅的なリスクアセスメントの実施を踏まえた検証
- ・この際、安全性以外の観点から用途規制上配慮すべき事項（交通上等）について検討

背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーンエネルギーへの燃料転換に伴い、**LNGサテライト施設**（病院、商業施設等の敷地内等に設置されLNGを供給する貯蔵・処理施設）を市街地に立地させるニーズが高まっている。
- 大規模な自然災害等への対応力強化のため、市街地での**LPG中核充填所**（経済産業省が指定する、災害時に地域へLPGを自立的に供給する貯蔵・処理施設）の整備・統合が進められており、大きな貯蔵量へのニーズが高まっている。

今回の措置

用途地域ごとの最大の貯蔵・処理量を超えるLNGサテライト施設・LPG中核充填所について、**周辺市街地に及ぼす影響を低減するための措置を講じる**ことを条件に、**建築基準法第48条ただし書き許可**により立地を可能とする。（許可の考え方を通知）

※別途、高圧ガス保安法等に基づく規制により、周辺市街地に対しては一定の安全性が確保される。

■ 建築基準法に基づくLNG、LPGの最大貯蔵量

用途地域等		最大貯蔵量
都市計画区域内	市街化区域	一低専、二低専、一中高、田住
	二中高、一住、二住、準住居	3.5t LNGサテライト施設で課題
	近隣商業地域、商業地域	7t LNGサテライト施設で課題
	準工業地域	35t LPG中核充填所で課題
	工業地域、工業専用地域	制限なし
	市街化調整区域	原則不可
	区域指定なし	制限なし
都市計画区域外		制限なし

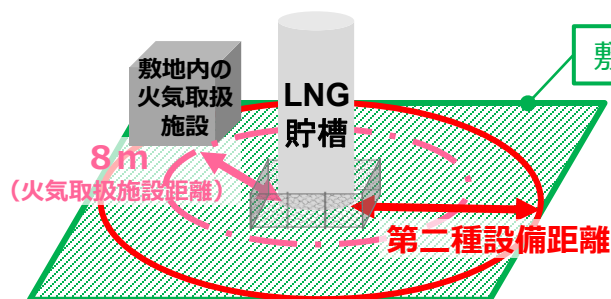
【法第48条ただし書き許可のための条件】

- ① 貯蔵・処理設備と敷地境界線までの距離を、**第二種設備距離**※1以上※2
- ② （LNGサテライト施設のみ）敷地内の火気取扱施設に対して貯蔵・処理設備との**離隔距離 8 m**※1以上
- ③ （LNGサテライト施設のみ）貯槽から2 m以上離隔してフェンス等の設置（周囲での火気使用等防止）
- ④ （LPG中核充填所のみ）容器置場と敷地境界線までの距離を**第二種置場距離**※1以上※2
- ⑤ 適切な貯蔵量、出入口の位置への配慮等

※1 一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則に規定。障壁等の設置による緩和あり。

※2 隣地が河川又は海等（人が立ち入らず、開発行為が見込まれないもの）で、周辺市街地の安全性を確保できる範囲については、第二種設備距離及び第二種置場距離を敷地内に収めなくても可。

■ LNGサテライト施設



■ LPG中核充填所

